

高知県薬剤師キャリア形成支援（学位取得支援）補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県薬剤師キャリア形成支援（学位取得支援）補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）大学院 大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校教育法」という。）に基づき設置された大学院をいう。）のうち、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第4条の規定により設置された大学院博士課程をいう。
- （2）協定締結大学 県と就職支援協定等を締結している大学（学校教育法に基づき設置された大学をいう。）をいう。
- （3）学位 学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年3月31日号外文部科学省告示第39号）別表第一の薬学関係の博士をいう。
- （4）病院 医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づく開設の許可を受けた病院をいう。

（補助目的及び補助対象事業）

第3条 県内の若手薬剤師のキャリア形成を支援するとともに、県内の病院への就職及び定着を促進するため、県内の病院で勤務する薬剤師（以下「補助事業者」という。）が、その身分を有したまま協定締結大学の設置する大学院で学位を取得するために必要な経費に対して、予算の範囲内で補助を行う。

（補助事業者）

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- （1）薬剤師の免許を有していること。
- （2）第7条第2項の規定による県の登録を受けている病院（以下「対象病院」という。）で勤務していること。
- （3）申請初年度の3月31日時点において、県内で薬剤師としての実務経験が5年以下かつ40歳未満であること。
- （4）別表第1に定める大学院（以下「対象大学院」という。）の入学試験に合格していること。
- （5）対象大学院において、高知県の医療の質の向上への貢献が期待できる研究をすること。
- （6）勤務している対象病院から、当該補助事業の交付申請を行うことの承諾を受けていること。
- （7）補助対象事業終了後、通算の補助対象期間の2分の1以上の期間、対象病院で薬剤師として勤務し、その期間中に、知事が認める県内医療機関等での出向研修に参加できること。ただし、通算の補助対象期間の2分の1以上の期間において、12ヶ月未満の期間がある場合は、1年に切り上げる。

（補助対象経費、補助率等）

第5条 第3条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。

（対象病院の要件）

第6条 対象病院の登録に係る要件は、次の各号に掲げる要件を全て満たすこととする。

- （1）県内で開設している病院であること。
- （2）次の全てについて誓約できる者であること。

ア 補助事業者が、その身分を有したまま学位を取得するために必要な配慮及び金銭的な支援を行うこと。

イ 第4条第7号の規定による知事が認める出向研修に、補助事業者を参加させること。

ウ 次の全てを満たしていること。

(ア) 雇用保険適用事業所の事業者であること。

(イ) 労働保険料を滞納していないこと。

(ウ) 過去1年間に労働保険法令違反を行っていないこと。

(エ) 県税の全税目について滞納がないこと。

(オ) 別表第2のいずれにも該当しないこと。

(対象病院の登録等)

第7条 対象病院として県の登録を受けようとする者は、別記第1号様式による対象病院登録申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された書類を確認し、対象病院として登録したときは、その旨を書面で通知するとともに、県のホームページにおいて対象病院として公表するものとする。

3 前項の規定による登録の有効期間は、当該登録を受けた年度の3月31日までとする。ただし、登録の失効までに登録の取消しの申し出がない登録病院については、登録の有効期間を1年更新し、それ以後も同様とする。

4 対象病院として県の登録を受けた者は、前条各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなったとき又は登録の取消しを求めるときは、別記第2号様式による対象病院登録取消届出書により、速やかに知事に届け出なければならない。

5 対象病院として県の登録を受けた者は、病院の名称や所在地など登録内容に変更があったときは、別記第3号様式による対象病院登録内容変更届出書により、速やかに知事に届け出なければならない。

6 知事は、第4項又は前項の規定による届出があったときは、登録の取消し又は登録内容の変更を行うとともに、県のホームページにおいて公表するものとする。

(事業計画書の提出)

第8条 補助金の交付申請をしようとする者は、対象大学院の入学試験受験前に、別記第4号様式による事業計画書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 薬剤師免許証又は登録済証明書の写し

(2) 勤務している対象病院の承諾書

2 知事は、前項の規定による事業計画書が提出されたときは、選考の上、補助事業者となる候補者（以下「候補者」という。）を決定する。

3 知事は、前項の規定により候補者の決定を行った場合は当該申請者に通知するものとし、候補者に選定されなかった申請者には、その理由等を付して通知するものとする。

(事業計画書の取り下げ)

第9条 第8条第1項の規定により事業計画書を提出した者は、事業計画書を取り下げようとするときは、別記第5号様式により、事業計画取下書を知事に提出しなければならない。

2 前項の規定は、候補者に決定した者が、補助金の交付申請を行わない場合も適用する。

(補助金の交付申請)

第10条 候補者が補助金の交付を受けようとするとき又は交付決定を受けた者が翌年度以降に補助金の交付を受けようとするときは、別記第6号様式による交付申請書に、次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 対象大学院の入学試験に合格したことを証する書類又は対象大学院に在学していることを証する書類

(2) 県税事務所で発行する全税目の納税証明書（発行日から3箇月以内の原本）又は県税完納状

況の提供に係る同意書及び本人確認書類の写し

(補助金の交付決定)

第11条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、当該補助事業者には通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表第2のいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助の条件)

第12条 補助金の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金額の増額若しくは30パーセントを超える減額を行う場合又は事業計画の内容を変更する場合は、事前に別記第7号様式による補助金変更交付申請書を提出しなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第8号様式による補助金中止（廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助金に係る法令、規則等の規定に従わなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (7) 補助事業の実施中又は終了後に、補助事業者が退職等により、第4条第2号の要件を満たさなくなる可能性が明らかになった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (8) 補助事業者が第4条第7号の要件を満たしたときは、別記第9号様式による事業完了報告書を知事に提出すること。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第13条 知事は、当該補助事業者が次の各号のいずれか又は別表第2に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、当該補助事業者に対して既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 規則又はこの要綱の規定に違反した場合
- (2) 前条の規定に違反した場合
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合
- (4) 補助金を補助事業の目的以外の用途に使用した場合
- (5) 別表第1で定める補助対象期間内に学位を取得できなかった場合
- (6) 補助対象期間内に対象大学院を退学した場合
- (7) 支援対象者が、補助事業終了後、通算の補助対象期間の2分の1以上の期間、対象病院で勤務しなかった場合

(実績報告)

第14条 補助事業者は補助対象期間終了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第10号様式による実績報告書に、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第15条 知事は、前条に規定する実績報告に基づき、補助金の額を確定し、当該補助事業者には通知するものとする。ただし、補助金交付決定額と補助金の額の確定額とが同一の場合は、通知を省略するものとする。

(概算払)

第16条 補助事業者は、知事が補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、第15条の規定による補助金の額の確定前に概算払することができる。

2 補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第11号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(情報の開示)

第18条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(グリーン購入)

第19条 補助事業者が、補助事業の実施において物品等を購入するときは、県が定める高知県グリーン購入基本方針に基づく環境物品等の調達に努めるものとする。

(委任)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月16日から施行する。

2 この要綱は、令和12年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については第12条第5号から第8号まで、第13条及び第18条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表第 1（第 5 条関係）

補助対象経費	補助事業者が、補助対象期間中、学位取得に要する次の経費 ・ 入学金 ・ 授業料（施設費を含む） ・ 研究に係る費用 （書籍等購入費、文献閲覧費、消耗品費、論文掲載料、通信運搬費等） ・ 居住地から大学院までの往復旅費										
補助基準額	各年度の補助基準額は下記のとおりとする。 <table> <tr> <td>1 年目（入学前）</td><td>470 千円</td></tr> <tr> <td>2 年目（1 年次）</td><td>830 千円</td></tr> <tr> <td>3 年目（2 年次）</td><td>950 千円</td></tr> <tr> <td>4 年目（3 年次）</td><td>950 千円</td></tr> <tr> <td>5 年目（4 年次）</td><td>1,168 千円</td></tr> </table>	1 年目（入学前）	470 千円	2 年目（1 年次）	830 千円	3 年目（2 年次）	950 千円	4 年目（3 年次）	950 千円	5 年目（4 年次）	1,168 千円
1 年目（入学前）	470 千円										
2 年目（1 年次）	830 千円										
3 年目（2 年次）	950 千円										
4 年目（3 年次）	950 千円										
5 年目（4 年次）	1,168 千円										
補助率	2 分の 1 以内										
補助金の額	補助対象経費の実支出額又は補助基準額のいずれか少ない額に 2 分の 1 を乗じて得た額 ただし、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。										
補助対象期間	最大 5 年間 ただし、出産・育児・介護その他知事が認める事由により、補助事業者が休学等をする期間については、年度単位で延長することができる。										
対象大学院	協定締結大学が設置する大学院のうち、オンラインを活用した遠隔指導等により、高知県内の病院で勤務しながら学位を取得することができる次の大学院とする。 ・ 東京薬科大学大学院										

別表第2（第6条、第11条、第13条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。